第百四十二条第一項中「認定事業再編事業者」の下に「又は認定特別事業再編事業者（以下この条及び第百四十六条において「認定再編事業者」という。）」を、「認定事業再編計画」の下に「又は認定特別事業再編計画」を加え、「事業再編を」を「事業再編又は特別事業再編を」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「認定事業再編事業者」を「認定再編事業者」に改める。

第百四十四条第一項中「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動実施者」を加え、「又は認定事業再編事業者」を「、認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者」に改め、「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」の下に「、認定特定新需要開拓事業活動計画」を加え、「又は認定事業再編計画」を「、認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第百四十五条第一項中「第二十一条の十九第一項」を「第二十一条の二十六第一項」に改める。

第百四十六条中「認定事業再編事業者」を「認定再編事業者」に改める。

第百四十七条第一項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　特別事業再編計画に関する事項　特別事業再編計画に係る事業を所管する大臣

第百四十七条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定新需要開拓事業活動計画に関する事項　特定新需要開拓事業活動計画に係る事業を所管する大臣及び経済産業大臣

第百四十九条中「、第十六条第一項の特定新事業開拓投資事業計画の認定」を削り、「第十七条の二第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十一条の十五第一項」を「第二十一条の二十二第一項」に、「又は第二十三条第一項の事業再編計画」を「、第二十三条第一項の事業再編計画の認定又は第二十四条の二第一項の特別事業再編計画」に改める。

第百五十六条第一号中「第二十一条の二十三」を「第二十一条の三十」に改め、同条第二号中「第二十一条の二十五第一項」を「第二十一条の三十二第一項」に改め、同条第三号中「又は第三項から第五項まで」を「、第三項又は第四項」に改める。

第百五十九条中「第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項」を「第二十一条の二十五第二項、第二十一条の二十九第二項」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第二条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「外国法人」の下に「（本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。）」を加える。

第三条第一項第一号中「並びに」の下に「合同会社又は」を加え、同項第二号中「除く」の下に「。以下同じ」を、「又は」の下に「合同会社若しくは」を加え、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　事業者のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）の取得及び保有

第三条第一項第八号中「金銭債権」の下に「、暗号資産」を加え、同項第十一号中「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、前条第一項の政令で定める者については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。

第八条第二項中「業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分」を「貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るもの」に改める。

第十七条第一号中「第三条第二項第一号」を「第三条第三項第一号」に改める。

（独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部改正）

第三条　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条・第十五条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第三条中「を行うとともに、」を「、中小企業者（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二第二項に規定する中小企業者をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。）及び試験研究機関等（同法第百九条の二第三項に規定する試験研究機関等をいう。第十一条第六号及び第七号において同じ。）に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言及び助成並びに」に改める。

第十一条中第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五及び第三十四条の二第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助成を行うこと。

第十一条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　中小企業者及び試験研究機関等に対する工業所有権の保護及び利用に関する助言を行うこと。

七　中小企業者及び試験研究機関等に対するこれらの者の工業所有権の保護及び利用を図るため必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

第十五条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改め、第三章中同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第七号及び第十号の規定により情報・研修館が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人工業所有権情報・研修館の事業年度」と読み替えるものとする。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第四条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付（革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を加速するために外部からの投資を受けることが特に必要と認められるものに対するものに限る。）を行うこと。

第十五条中第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十六の規定による助言を行うこと。

第十八条中「第十五条第三号」の下に「、第三号の二」を加える。